

【高齢者】

基本方針

〈現状〉

○平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日現在の日本の 65 歳以上高齢者の割合（高齢化率）は 29.1%となっており、現在日本は超高齢社会に突入しています。令和 7 年(2025 年)には団塊の世代※が 75 歳以上の後期高齢者となり、また、令和 22 年(2040 年)には 65 歳以上の高齢者人口がピークを迎えることから、介護保険制度※や高齢者の権利擁護のための成年後見制度※の創設、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行等、高齢者の生活と権利を守るための取組が進められてきました。

※団塊の世代

昭和 22 年から 24 年（1947 年から 1949 年）に生まれた世代のこと。高学歴化、サラリーマン化、都市化といった戦後の変化の象徴であり、消費文化の中で育った。人口構造上大きな割合を占めており、令和 7 年（2025 年）には団塊の世代にあたる全ての人が 75 歳以上となる。

※介護保険制度

40 歳以上の人が被保険者となって、保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護サービスを利用する制度。主な介護サービスとして、訪問介護や通所介護などの居宅サービスと介護福祉施設等に入所する施設サービスがある。

※成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等の理由で、物事を判断する能力が十分でない方に、財産の管理・身上監護等本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援するもの。

○国においては、令和元年(2019 年)に「認知症施策推進大綱」を閣議決定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持し、希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」、「予防」を中心とした施策を推進することがうたわれています。また、令和 6 年(2024 年)には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することとされています。

○本市においても、令和 6 年(2024 年)3 月 31 日現在、高齢化率が 27.5%となり、今後も高齢化の進展が予測されています。本市では、「姫路市生涯現役推進計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」を策定し、本市における総合的な高齢社会対策の考え方を示しています。また、高齢者が知識や経験を生かし生涯現役で企業や地域で活躍できる「全員活躍社会」の実現と、住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、医療や介護、介護予防、住まい、日常生活などの支援が地域で受けられる地域包括ケアシステム※の深化・推進を目指し、様々な施策を展開しています。

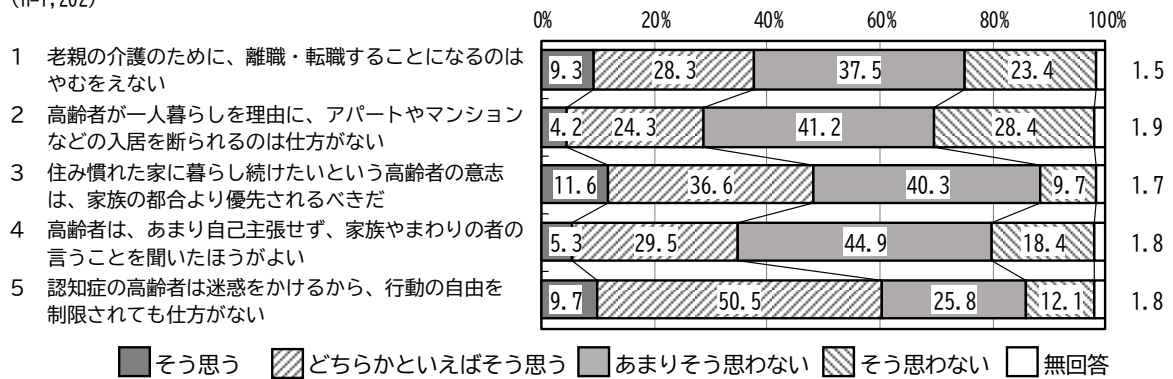
※地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。

- 今後の高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者の増加も予測されています。本市では、認知症の人や家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを目指して、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。令和6年（2024年）3月時点で、市内に48,957人の認知症サポーターがいます。
- 認知症は誰もがなりうる病気であり、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を支援していくことが大切です。しかし、市民意識調査では、「認知症の高齢者は迷惑をかけるから行動の自由を制限されても仕方がない」とする回答が60.2%となっており、認知症高齢者の権利の制限を肯定する意見が少なくありません。

高齢者の人権について

(n=1,202)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

〈課題〉

- 本市では、今後も支援を必要とする人の増加が見込まれており、支援体制の充実が必要です。
- 高齢者に対する就職差別、養護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待といった人権侵害が大きな社会問題となっています。
- 高齢者の虐待を防止するためには、社会的な支援の強化や介護者・介助者の負担を軽減する取組が求められます。
- 認知症の人や家族が安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、高齢者の尊厳を保持し、その権利を制限しないよう、認知症に対する正しい知識や理解を深める必要があります。

〈教育及び啓発の方針〉

高齢者の社会参加と生きがい対策を推進し、地域社会における高齢者の健康で豊かな生活の構築を進めるとともに、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

〈事業の柱〉

- ①相談窓口の充実
- ②高齢者人権ネットワークの充実
- ③介護サービスにかかる情報提供の充実
- ④自立生活の支援と生活環境の改善
- ⑤世代間交流の推進
- ⑥社会参加の促進
- ⑦虐待の防止
- ⑧認知症高齢者等の支援



実施計画

〈事業の柱〉

- ①相談窓口の充実
- ②高齢者人権ネットワークの充実
- ③介護サービスにかかる情報提供の充実
- ④自立生活の支援と生活環境の改善
- ⑤世代間交流の推進
- ⑥社会参加の促進
- ⑦虐待の防止
- ⑧認知症高齢者等の支援

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①相談窓口の充実		
地域包括支援センター活動の充実	日常生活圏域の高齢者人口規模等に応じて設置している地域包括支援センター※において、高齢者のみならず家族及び養護者からの各種相談や権利擁護などの支援を行う。また、医療機関、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティアその他の地域の関係機関との連携強化や認知症施策の推進に取り組むなど、地域包括ケアシステムにおける中核機関の一つとしての取組を推進する。 ※地域包括支援センター 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を持続できるよう支援を行うため、介護保険法に基づき設置された機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が配置されている。	地域包括支援課
②高齢者人権ネットワークの充実		
地域包括支援センター機能の充実	基幹型地域包括支援センター、4か所の準基幹地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、医療機関やその他の地域の関係機関との連携強化や認知症施策の推進などに取り組んでいく。また、個別課題の解決や地域課題の発見、政策形成などの機能を持つ地域ケア会議を開催し、高齢者への支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図っていく。	地域包括支援課
権利擁護事業の推進	権利擁護フォーラムの開催、各種研修の場の活用やパンフレットの配布などにより、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度	地域福祉課 (成年後見支援センター) 地域包括支援課

	や高齢者虐待の相談に応じる。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の相談に応じるとともに、市民後見人の養成、法人後見の検討などに取り組んでいく。	
--	---	--

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
③介護サービスにかかる情報提供の充実		
サービス評価体制等推進事業	介護サービスにかかる情報提供や第三者評価を通して、サービスの質の確保、向上を図り、高齢者に対する人権侵害を防止する。	介護保険課
④自立生活の支援と生活環境の改善		
見守り安心サポート事業の推進	ひとり暮らし高齢者等が緊急事態を通報したり、健康相談ができるシステムにより、高齢者の不安を解消し、日常生活の安心を確保する。	高齢者支援課
高齢者住宅改造助成事業の推進	要介護・要支援認定を受けた高齢者が居住する住宅の改造にかかる助成をすることにより、住み慣れた住居で生活できる環境づくりを支援する。	介護保険課
介護保険サービス等の充実	地域包括ケアシステムを深化・推進するために、「医療と介護の連携」、「認知症施策の推進」等地域支援事業の充実を図るとともに、介護の必要な高齢者の増加に伴い、在宅サービスや施設サービスの質の向上及び量の確保を推進する。	高齢者支援課 地域包括支援課 介護保険課
介護保険施設等の計画的な整備	高齢者が住み慣れた環境に近い所での生活が継続できるよう、また、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の計画的な整備を推進する。	高齢者支援課
⑤世代間交流の推進		
姫路市老人クラブ連合会等、地域組織団体による三世代交流活動の推進	高齢者の培ってきた経験等を生かして、地域の子育て支援活動として、子育て相談、支援、交流事業を進め、三世代間交流活動を推進する。また、公民館において、子どもから高齢者まで幅広い人々の交流を深める講座を実施する。	市民活動推進課 男女共同参画推進課 生涯現役推進室 生涯学習課
⑥社会参加の促進		
高齢者福祉優待券交付事業の推進	高齢者に市内公共施設の入場料が無料となる優待券を交付することにより、社会参加の促進を図る。	高齢者支援課
高齢者バス等優待乗車助成事業の推進	高齢者に、バス、船舶、タクシーから選択できる優待乗車券を交付することにより、社会参加の促進と生きがいの増進を図る。	高齢者支援課
高齢者芸能発表会・作品展の開催	高齢者に文化活動に接する機会を提供し、創作・発表を通じて仲間づくりや生きがいづくりに寄与する。	生涯現役推進室
高齢者スポーツ大会の開催	高齢者にスポーツに接する機会を提供し、心身の健康の保持と高齢者相互の交流と親睦を図る。	生涯現役推進室

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
生涯現役地域活動助成事業	高齢者と地域住民との交流・連携及び高齢者自らの健康増進による生涯現役社会の実現に資することを目的とした活動に対して、その経費の一部を助成する。	生涯現役推進室
福祉のまちづくりの推進	高齢者をはじめとする全ての人々が安心して、かつ快適に生活できるように、公益的施設、共同住宅等の建築にあたり、県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化*整備の指導、助言を行う。	建築指導課
	※バリアフリー化 障害のある人が社会生活をしていく上で、障害（バリア）となるものを除去すること。もともと住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去として用いられることが多いが、より広い障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味で用いられる。また、バリアフリーの考え方をさらに進めて、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、はじめから、だれもが使いやすく、便利なものを広めるユニバーサルデザインの考え方がある。	
交通バリアフリー化の推進	旅客施設や駅前広場、周辺道路、車両などの重点的、一体的なバリアフリー化を推進する。	都市計画課
学習機会の充実	高齢者の健康づくり、社会貢献、生きがいつくりのための講座を開設する。	好古学園大学校
⑦虐待の防止		
高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者虐待の防止やその普及啓発、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うことを目的とし、高齢者支援の関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築を行う。	監査指導課 高齢者支援課 地域包括支援課 介護保険課
⑧認知症高齢者等の支援		
認知症への理解を深めるための普及啓発	㊦認知症サポーターの養成を進め、学校・事業所・地域団体等様々な場面で活躍できる取組を推進する。 ㊩認知症の人やその家族が「いつ」、「どこで」、「どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れ(認知症ケアパス※)を通し、家族、認知症の人の生活を支援する人へ認知症に対する理解を促進する。	地域包括支援課
	※認知症ケアパス 認知症の人やその家族が「いつ」、「どこで」、「どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを整理し、分かりやすくまとめたもの。	

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供	㊦サロン等認知症にやさしい集いの場の取組を推進する。 ㊧認知症初期集中支援チームによる早期診断後のサポート体制を充実させる。 ㊨認知症ケアパスの定期的なブラッシュアップと活用方法を啓発する。	地域包括支援課
若年性認知症施策の強化	㊦認知症相談センターの機能を持つ地域包括支援センターの周知を図る。 ㊧若年性認知症支援センターとの連携を図る。	地域包括支援課
認知症高齢者等を支える介護者への支援	認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業として、行方不明になった場合に居場所を検索するシステムの初期費用の助成や、行方不明時の情報を電子メールを用いて関係機関・協力者等に周知するネットワークを整備し、事前登録者には二次元コードシールを配布する。	地域包括支援課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進	㊦認知症サポーター等、認知症に理解のある従業員等を窓口や店舗に配置し、認知症の方に適切な対応ができる事業所を増やす。 ㊩サロン等認知症にやさしい集いの場の取組を推進する。 ㊪認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業を推進する。 ㊫認知症高齢者の権利擁護について周知する。	地域包括支援課
認知症高齢者等やその家族の視点の重視	㊬家族会等に対するアンケート調査等を実施する。 ㊭認知症カフェや家族会等で、本人、家族のニーズを把握する。 ㊮認知症本人ミーティング等、本人発信の場を設定する。	地域包括支援課

計画の進捗評価指標

〈事業名〉 指標	基準値	目標値 (令和 11 年度)	目標設定理由
〈権利擁護事業の推進〉 権利擁護フォーラムの参加者数	50 人 (令和 5 年度)	260 人	権利擁護フォーラムの参加者数を増やすことにより、認知症の人への成年後見制度の理解促進と制度普及を図る。
〈見守り安心サポート事業の推進〉 緊急通報機器(安心コール)の設置台数	1,080 台 (令和 5 年度)	1,200 台	固定電話回線を有さない携帯型端末の導入を検討中。導入に伴い設置件数の増加が見込まれるため。
〈地域包括支援センター活動の充実〉 一般高齢者が地域包括支援センターを知っている割合	55.4% (令和 4 年度)	75%	地域包括支援センターの認知度を増加させることにより、高齢者や家族が必要な相談につながるよう努める。
〈地域包括支援センター機能の充実〉 地域包括支援センターと関係機関の連携回数(地域の関係機関と情報交換・相談等を行った回数)	4,681 回 (令和 5 年度)	5,500 回	関係機関との連携を密にすることにより、ネットワーク機能を充実させ、高齢者の人権擁護を進める。
〈認知症への理解を深めるための普及啓発〉 認知症サポーターの養成者数	48,957 人 (令和 5 年度)	60,000 人 (令和 8 年度)	認知症サポーターを増やすことにより、地域や職場での認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深める。

計画改定で目指すべき成果指標	成果指標の測定方法	主管課
成年後見制度に関する相談件数を2,000件以上にする。	令和5年度の相談件数は約1,500件であった。令和11年度には、実際に相談行動に移す人の件数を2,000件以上にする。	地域福祉課 地域包括支援課
安心コールの設置により、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態等に対する不安を解消するとともに、的確で迅速な救急搬送につなげることで命を守ることを目的としていることから、命を危機から救った件数、すなわち救急搬送を要請した件数を成果指標に設定し、前年度比で増を目指す。	安心コールの通報により救急搬送に至った件数。 令和5年度実績は81件で、設置台数の増加に伴い当該件数も増加が見込まれる。	高齢者支援課
地域包括支援センターを知っている一般高齢者の割合を増やす。	一般高齢者が地域包括支援センターを知っている人の割合(高齢者実態意向調査)	地域包括支援課
地域包括支援センターが関係機関との連携を図る機会を増やす。	地域包括支援センターと関係機関の連携回数(地域の関係機関と情報交換・相談等を行った回数)	地域包括支援課
認知症に関する正しい知識と認知症の人を正しく理解する認知症サポーターの数を増やす。	認知症サポーター養成講座受講者数	地域包括支援課